

水俣病認定申請者疫学調査事務処理要領

(趣旨)

第1条 この規定は、水俣病認定申請者疫学調査要綱（以下「調査要綱」という。）に基づき、疫学調査を実施する際の具体的な事務処理方法を定めるものである。

(疫学調査の種別)

第2条 疫学調査の種別は、当初調査及び補足調査とする。

2 当初調査は、新規申請者（認定審査会で保留となっている申請者以外の申請者をいう。以下同じ。）について行う。

3 補足調査は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるところにより行う。

(1) 認定審査会において保留となった申請者 直近の疫学調査（当初調査又は補足調査）から審査までに1年以上の期間が経過している者について行う。

(2) 新規申請者 必要と認める場合に行う。

(調査手順)

第3条 調査は次の手順により行う。

1 調査の対象者

(1) 申請者全員について調査を行う。なお、同一家族内に複数の申請者がいる場合は、同時に調査を行う。

(2) 申請者が高齢その他の理由で調査が困難な場合には、申請者の状況に最も詳しい家族等に立ち会いを求め調査を行う。

(3) 小児例については小児水俣病の追加調査を行う。その際は母親または申請者の出産前後や乳幼児期の状況に最も詳しい家族等に面接して調査を行う。ただし、実際に小児例として審査するかどうかの判断は、疫学調査書の決裁時に行う。

(4) 死亡者の疫学調査については、決定申請を待って、申請者の状況に最も詳しい家族等に面接して調査を行う。その際は、死亡に至る経緯、死亡診断書、健康保険の種類等についても調査を行うものとする。

2 調査の実施通知

調査の実施にあたっては文書により申請者に対し通知するものとする。また、医療機関等の施設に入所中の申請者については、医療機関等の施設の責任者の了解を得るものとする。

3 調査の方法

原則として申請者に面接し聞き取り調査を行う。しかし、電話による調査で足り

ると判断される申請者については、電話による聞き取り調査を行う。

(調査書の作成)

第4条 調査終了後は速やかに、疫学調査書及び小児水俣病に係る追加調査書作成要領に基づき調査事項を取りまとめて疫学調査書を作成するものとする。

(調査事項の記載内容の確認)

第5条 調査終了後に聞き取った内容を復唱し、誤りがないか申請者等に確認するとともに、後日疫学調査書の記載内容について申請者等に確認し、署名を得るものとする。

(調査書の整備及び保管)

第6条 調査書は決裁を受け、調査済み疫学調査書として整備し保管する。

附則

この要領は、平成13年(2001年)8月3日から施行する。

なお、水俣病認定申請者疫学調査事務処理要領及び水俣病認定審査会事務処理要領(疫学関係)は、廃止する。

附則

この要領は、平成19年(2007年)9月10日から施行する。

附則

この要領は、令和5年(2023年)7月1日から施行する。